|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新 | 旧 | 備考 |
| 中小企業輸出代金保険手続細則平成１７年４月１日　05-制度-00030沿革　　　　　　（略）　　　　　　　平成22年６月29日　一部改正中小企業輸出代金保険約款に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。第１条　～　第８条　（略）（損失等発生の通知）第９条　被保険者は、約款第12条の規定に基づき損失等の発生を通知するときは、別紙様式第６による中小企業輸出代金保険損失等発生通知書（以下「損失等発生通知書」という。）を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。（損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求）第10条　約款第13条の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第７による中小企業輸出代金保険損失防止軽減費用負担請求書に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。（入金の通知）第11条　被保険者は、損失等発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第14条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から１月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に、別紙様式第８による中小企業輸出代金保険入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。（保険金受取人の指定等の通知）第12条　保険金受取人は、１名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。２　被保険者は、保険契約の締結後に約款第20条第２項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から１月以内（ただし、１月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第９による中小企業輸出代金保険保険金受取人指定等通知書に中小企業輸出代金保険保険証券（変更承認証を含む。以下「保険証券」という。）の写しを添付し、本店に提出するものとする。（保険金請求期間に係る猶予期間の申請）第13条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第21条第２項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第１０による中小企業輸出代金保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。 ２　日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく本店に提出するものとする。 （保険金の支払の請求）第14条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第21条の規定に基づき別紙様式第１１による中小企業輸出代金保険保険金請求書（以下「保険金請求書」という。）に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が３００万円以下の場合にあっては、第三号、第四号、第五号、第七号②、第八号、第十一号及び第十三号の書類の提出を要しない。一　～　十六　　（略）２　　（略）３　　（略）（保険金請求権の消滅時効の中断申請）第15条　保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第１３による中小企業輸出代金保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。（権利行使等の委任）第16条　被保険者は、約款第12条第２項若しくは第３項又は第26条第１項から第３項までのいずれかの規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式第１４－１による中小企業輸出代金保険権利行使等委任状（以下「権利行使等委任状」という。）に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。２　　（略）３　被保険者は、約款第２６条第１項ただし書きの規定に基づき代金債権の行使を自ら行おうとするときは、別紙様式１４－２による合理的理由認定申請書を本店に提出するものとする。（回収義務の終了認定）第17条　被保険者は、約款第28条第２項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第１５による中小企業輸出代金保険回収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程（平成13年４月１日　01―制度―00058。以下「共通運用規程」という。）に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店に提出するものとする。（回収義務の履行状況の報告）第18条　被保険者は、約款第28条第3項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第１６による中小企業輸出代金保険回収義務履行状況報告書（以下「履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第３項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から３月ごとに本店に提出するものとする。ただし、約款第１２条第２項、第３項又は第２６条第１項から第３項の規定に基づき日本貿易保険に権利行使等の委任を行った場合はこの限りでない。２　　（略）３　前２項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して共通運用規程に規定する履行状況報告を要する事情の発生を知ったときは、履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。４　　（略）（回収金の納付）第19条　被保険者は、約款第28条第５項又は第６項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第１７による中小企業輸出代金保険回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。２　　（略）３　被保険者は、約款第27条第３項の規定に基づき、権利行使等委任後に代金債権の弁済を自ら受けたときは、別紙様式第１８による中小企業輸出代金保険弁済金入金通知書に弁済金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に通知するものとする。４　　（略）（回収に要した費用の請求）第20条　約款第28条第４項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第１９による中小企業輸出代金保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。（回収納付金の返還請求）第21条　被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第２０による中小企業輸出代金保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。第22条　　（略）附　則 　この改正は、平成22年７月１日から実施する。 | 中小企業輸出代金保険手続細則平成１７年４月１日　05-制度-00030沿革　　　　　　（略）　　　　　　　中小企業輸出代金保険約款に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。第１条　～　第８条　（略）（損失等発生の通知）第９条　被保険者は、約款第12条の規定に基づき損失等の発生を通知するときは、別紙様式第６による中小企業輸出代金保険損失等発生通知書（以下「損失等発生通知書」という。）を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。（損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求）第10条　約款第13条の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第７による中小企業輸出代金保険損失防止軽減費用負担請求書に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。（入金の通知）第11条　被保険者は、損失等発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第14条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から１月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に、別紙様式第８による中小企業輸出代金保険入金通知書を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。（保険金受取人の指定等の通知）第12条　保険金受取人は、１名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。２　被保険者は、保険契約の締結後に約款第20条第２項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から１月以内（ただし、１月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第９による中小企業輸出代金保険保険金受取人指定等通知書に中小企業輸出代金保険保険証券（変更承認証を含む。以下「保険証券」という。）の写しを添付し、本店等に提出するものとする。（保険金請求期間に係る猶予期間の申請）第13条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第21条第２項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第１０による中小企業輸出代金保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。 ２　日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく本店等に提出するものとする。 （保険金の支払の請求）第14条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第21条の規定に基づき別紙様式第１１による中小企業輸出代金保険保険金請求書（以下「保険金請求書」という。）に次の各号に定める書類を添付し、本店等に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が３００万円以下の場合にあっては、第三号、第四号、第五号、第七号②、第八号、第十一号及び第十三号の書類の提出を要しない。一　～　十六　　（略）２　　（略）３　　（略）（保険金請求権の消滅時効の中断申請）第15条　保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第１３による中小企業輸出代金保険時効中断承認申請書を本店等に提出するものとする。（権利行使等の委任）第16条　被保険者は、約款第12条第２項若しくは第３項又は第26条第１項から第３項までのいずれかの規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式第１４－１による中小企業輸出代金保険権利行使等委任状（以下「権利行使等委任状」という。）に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。２　　（略）３　被保険者は、約款第２６条第１項ただし書きの規定に基づき代金債権の行使を自ら行おうとするときは、別紙様式１４－２による合理的理由認定申請書を本店等に提出するものとする。（回収義務の終了認定）第17条　被保険者は、約款第28条第２項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第１５による中小企業輸出代金保険回収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程（平成13年４月１日　01―制度―00058。以下「共通運用規程」という。）に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店等に提出するものとする。（回収義務の履行状況の報告）第18条　被保険者は、約款第28条第3項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第１６による中小企業輸出代金保険回収義務履行状況報告書（以下「履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第３項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から３月ごとに本店等に提出するものとする。ただし、約款第１２条第２項、第３項又は第２６条第１項から第３項の規定に基づき日本貿易保険に権利行使等の委任を行った場合はこの限りでない。２　　（略）３　前２項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して共通運用規程に規定する履行状況報告を要する事情の発生を知ったときは、履行状況報告書を遅滞なく本店等に提出するものとする。４　　（略）（回収金の納付）第19条　被保険者は、約款第28条第５項又は第６項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第１７による中小企業輸出代金保険回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店等に提出するものとする。２　　（略）３　被保険者は、約款第27条第３項の規定に基づき、権利行使等委任後に代金債権の弁済を自ら受けたときは、別紙様式第１８による中小企業輸出代金保険弁済金入金通知書に弁済金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店等に通知するものとする。４　　（略）（回収に要した費用の請求）第20条　約款第28条第４項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第１９による中小企業輸出代金保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。（回収納付金の返還請求）第21条　被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第２０による中小企業輸出代金保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店等に提出するものとする。第22条　　（略）　　 |  |